

平成 年 月 日

大阪府建築厚生年金基金  
理事長 沼田 亘 殿

加入員番号  
事業所名称  
加入員氏名 印

大阪府建築厚生年金基金の給付水準引下げに関する同意について

大阪府建築厚生年金基金規約を、平成24年4月1日付けで変更することに伴い、当該基金規約変更に関する下記事項について、同意します。

記

1. 給付水準の引下げを行うこと。

- ・ 上乘せ給付を減額する。
- ・ 上乘せ給付の支給開始年齢を引き上げる。  
一律60歳 → 国の支給開始年齢にあわせて60歳～65歳

2. 加入員の受給権を保全するための経過措置は設けないこと。

- ・ 今回の給付引下げは、加入員の加入員期間すべてについて、給付水準を引下げるものです。ただし、加入員でも制度変更前すでに年金受給権を有している方の従前の給付は保証されます。